

# 「上越における近世・近代の恩赦」

## 今回、恩赦があったけれど、恩赦って何？

10月22日、「即位礼正殿の儀」に合わせて「復権令」が公布され、恩赦（政令恩赦）が26年ぶりに実施されました。対象となったのは罰金刑を受け終わり3年以上経過した人（約55万人）で、刑に処せられ生じていた資格の制限をなくす「復権」のみが実施され、「大赦」と「減刑」は行われませんでした。併せて「特別基準恩赦」として、一定の基準に該当する者に対して個別に審査して行う「刑の執行の免除」及び「復権」も実施しています。

そもそも恩赦とは、「行政権によって、国家刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、又は裁判の効力を変更若しくは消滅させる行為」であり、憲法第7条及び第73条に基づき、内閣が決定し、天皇が認証すること」とされています。恩赦法では、次の2種類の恩赦を定めています。

- (1) **政令恩赦**：政令で恩赦の対象となる罪や刑の種類、基準日等を定めて、その要件に該当する者について一律に行われるもの。「大赦」、「減刑」、「復権」の3種類がある。
- (2) **個別恩赦**：有罪の判決が確定した特定の者について、個別に恩赦を相当とするか否かを中央更生保護審査会が審査し、相当と判断された者について内閣が決定し、天皇の認証を受けて行われるもの。「特赦」、「減刑」、「刑の執行の免除」、「復権」の4種類がある。方法としては、常時行っている「常時恩赦」と、今回のように内閣が一定基準、一定期間を定めて行う「特別基準恩赦」の2つに分かれる。手続きとしては、検察官、刑事施設及び保護観察所の長が職権で上申するか、本人の出願に基づいて審査が開始される。

《恩赦の種類》		大 赦	特 赦	減 刑	刑の執行の免除	復 権
※ 法務省HPの資料を基に作成		有罪判決前の場合：起訴や有罪判決ができなくなる。 有罪判決後の場合：刑の言渡しの効力が失われる。	刑の言渡しの効力が失われる。	刑種が軽くなったり、刑期が短くなったりする。	刑罰を受ける必要がなくなる。	刑を受け終わった者につき、有罪の言渡しによって生じた資格の制限がなくなる。
政 令 恩 赦		○	×	○	×	○
個別恩赦	常 時 恩 赦	×	○	○	○	○
	特別基準恩赦					

(1)「政令恩赦」と(2)個別恩赦の「特別基準恩赦」は国の慶弔事に際して、(2)個別恩赦の「常時恩赦」は日常的に行われています。近年の「常時恩赦」による恩赦を受けた人の人数は下表のとおりであり、「刑の執行の免除」と「復権」のみが実施されています。

「保護統計年報」から	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
刑の執行の免除	6	5	1	3
復 権	34	24	22	16

## なぜ恩赦を行うの？ いつから恩赦はあるの？

なぜ恩赦を行うのかについて、政府は今回、「新しい令和の時代を迎え、即位の礼が行われます。この慶事に当たり、罪を犯した者の改善更生の意欲を高めさせ、その社会復帰を促進するという刑事政策的な見地から実施することとなりました」と説明しています。

恩赦の歴史は古く、法務省によると、およそ 1300 年前の奈良時代にはすでに実施されていたということです。734 年に聖武天皇は、「人を善導することがなお十分でなく、牢獄はまだ空となっていない。一晩中寝ることを忘れて、このことについて憂い悩んでいる。その責任は、朕一人にあり、多くの民に関わるものではない。寛大に罪を許して自ら更生することを求め、天下に大赦を行う」（続日本紀）と恩赦を命じています。このように**沿革的には、君主あるいは国家の恩恵として出発した制度**であり、実際の運用も**朝廷や幕府、国家の慶弔事等に際して恩赦**が行なわれてきました。明治憲法下では恩赦は天皇の大権事項とされ、勅令恩赦が中心でした。現行憲法においては内閣の権限となり、「**立ち直りに向けた励みになり、再犯防止も期待できる**」など**刑事政策的観点にたった運用**が強められました。

一方で恩赦には批判も多くあります。例えば、「**凶悪な犯罪者が次々と釈放される**」という**イメージ**をもつ人がいます。しかし、戦後の政令恩赦は「復権」が主であり、直近の「大赦」は昭和天皇大喪恩赦ですが、軽微な罪に限られています。また、個別恩赦についても国会の答弁によれば、死刑は昭和 50 年以降、無期懲役は昭和 37 年以降、恩赦の減刑はなく、被害者の声も聞きながら、丁寧に審査しています。

行政が司法の判断を変えることから**三権分立に反するという意見**もあります。しかし一方で、三権分立と同様に恩赦も憲法に基づく制度です。その他、政令で刑種等の要件を決め一律に実施することから**政府の恣意的な運用につながるという声**もあります。平成元年の昭和天皇大喪恩赦では約 1,014 万人、平成 2 年の天皇即位恩赦では約 250 万人が一律に「復権」しました。この中には選挙違反で罰金刑となった人も数多く含まれていたと報じられ、「政治恩赦だ」という批判もありました。したがって、**実施には十分な慎重さが必要**であることは確かです。しかし、**恩赦には「他の方法をもってしては救い得ない誤判の救済」等の意義**もあります。さらに、**社会復帰への道筋を設けておくことも大切であり、復帰する人を受け入れる現代社会の寛容さを示す指標**にもなります。いずれにしても、普段はあまり話題に挙がらない恩赦ですが、今回の恩赦を契機に、議論を深めていくことが大切なのではないのでしょうか。

## 上越における近世の恩赦

近世の恩赦は、**天皇・将軍・藩主の死去や回忌法要、あるいは世継ぎの誕生や官位叙任、婚姻などの際に実施**されました。前者は「法事の赦」、後者は「祝儀の赦」と言われます。

近世は、<sup>はりつけ</sup>磔・火あぶり等の刑罰、盗みに対する死刑を規定するなど、現代と比べ刑罰が厳格だったイメージがあります。しかし、幕府の場合、近世を通じて約 320 回、恩赦を実施していたと言われ、実際、死刑判決を受けた犯罪者が複数回にわたって恩赦を適用され、最終的に軽い刑罰で終わってしまった事例もあるそうです。とりわけ回忌法要は、時代を降るにしたがって対象者が増え、恩赦の回数が増加していったことは容易に想像できます。

高田榊原藩の領奉行関係の覚書である『万年覚』を基に恩赦の記録を調べてみると、**高田藩では、将軍の宣下や死去、将軍や高田藩以前も含めた藩主の回忌法要の際に恩赦が実施**された記録が残っています。いくつかの事例を挙げてみます。

- ① 将軍宣下（9代家重）：元文3年(1738)に領内百姓3人が追放・所払になったが、これにより約7年間で刑を赦免された。
- ② 榊原政祐の23回忌：宝暦4年(1754)、追放や村払の百姓を赦免した。
- ③ 榊原康政の150回忌：宝暦5年、村払となっていた一家が赦免された。
- ④ 徳川吉宗の25回忌：安永4年(1775)、高田藩で入牢中の領内元庄屋について、寛永寺（将軍家菩提寺である寛永寺には幕府の恩赦に対して口添えする権限が与えられていた）から高田藩に、法会に際して同人を赦免するよう要請があった。しかし高田藩では、たとえ「上野 宮様(寛永寺貫主)」の要請とは言え、「差し免じ難き儀」がある者という理由で断っている。
- ⑤ 将軍死去（10代家治）：天明6年(1786)、追放されていた百姓が勝手に立ち帰っていた上に盗みをした。本来であれば死罪だが、将軍喪中のため入墨の上、追放で済まされた。
- ⑥ 榊原康政200回忌：文化2年(1805)、高田藩の分領（現在の福島県内）で起こった浅川騒動(1798年)で追放・村払等に処せられていた者を赦免した。

追放や村払が赦免されても、当人が行方不明であったり、すでに死んでいたりすることも多くありました。①の3人の内、一人は高齢者で行方不明、一人は病死、結局は一人のみ帰村と村役人が奉行所へ報告しています。③では、一人は既に死亡、一人は他所で縁付き、一人は他家の養子になることを認めてもらいたいと村役人が願い出ており、結局一人も帰村しなかったようです。また、③や⑥からは、初代当主の康政は、榊原家にとって特別の存在であったことがい知れます。

ところで、昭和天皇が崩御された際、政府から歌舞音曲かぶおんぎょくを伴う行事等を差し控えるよう協力要請があり、自粛ムードが広がった記憶をお持ちの方もいらっしゃるでしょう。近世においても天皇・将軍・藩主等の死去や回忌法要の際には、鳴物等の停止令が出ました。高田藩でも、例えば⑤の際に、月代を剃ること、普請ふしん、武芸稽古、鳴物音曲を、それぞれ期間は異なりますが停止するよう命じています。また、恩赦としての減刑以外にも、刑の執行を一定期間（追放入墨拷問等は100日間、死罪は6か月間等）見合わせることもあったようです。

なお、⑤の次に死去した将軍は11代家斉であり、天保12年(1841)のことです。その間に50年以上経ち、高田藩では前例を知る者がいないため、古い書付を探したり各所に問合せたりして、随分と難儀した様子の記録も残っており、大変興味深いところです。

## 上越における近代の恩赦

◆慶応4年(1868)1月15日、「明治天皇御元服大礼」が行われ、それに際して大赦が行われました。対象は、「朝敵を除く外、一切大赦」ですから、相当な規模で行われたようです。高田藩にも同年3月、勅使が来訪し、その旨を告げました。それを受けて、例えば、慶応元年(1865)以来、盗賊一件で所払ところばらいに処せられていた直江津今町の町人が赦免されています。彼は、制禁を守って悪さをしないよう慎み、家業に精を出すという証文を明治元年(1868)10月、町役人を通じて藩に提出しています。また、文久元年(1861)以来村預けになっていた大豆新田村の百姓の赦免を領奉行所が大豆組おおきもいりの大肝煎に申し渡しています。

◆明治22年(1889)、「大日本帝国憲法発布」に際して大赦があり、西南戦争を起こした西郷隆盛、佐賀の乱を起した江藤新平などが恩赦の対象となっています。



◆明治45年(1912)7月、明治天皇が崩御し、同年の大正元年9月、「明治天皇御大喪」が行われ、それに際して恩赦が実施されました。皇室・皇族に対する不敬罪等に対する大赦、無期刑で10年以上執行を受けた者等に対する特赦、死刑を無期にする等の減刑、老衰者は基準に拘らずなるべく放免すること、ただし大逆罪や直系尊属殺傷、強盗殺人等には特赦や減刑を行わないこと等が定められ、26,700人程度が恩赦の対象となりました。

それを受けて新潟県では、内務部長・警察部長の連名で各郡市長・警察署長宛てに文書を発出し、それを受け取った中頸城郡長が郡内各町村長宛てに出した文書（別紙資料5参照）が残っています。その通牒は、恩赦によって「出獄人」が社会に復帰することに伴って様々な問題が予期されることから出されたもので、前文と7か条にわたる具体的な配慮事項が記されています。

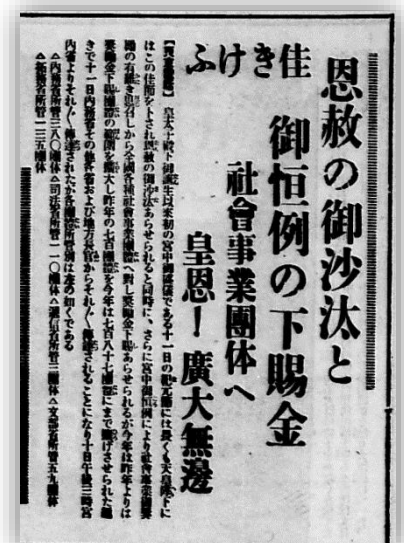
注目すべきは、「出獄人」は憎むべき対象ではなく、同情をもって保護することが人道に基づく行いであり、それが再犯防止の最良手段であること、そしてそれが結局は個人と社会の利益につながることを、さらにはこのことに関する世人への啓発の必要性を述べている点です。現在の恩赦では、対象となる罪質は軽微なものに限られていますが、当時は必ずしもそうではありません。そのような状況下で本通牒の内容は、非常に進歩的であるといえるでしょう。『高田新聞』『高田日報』も、出所する人への更生保護策と国民への啓発の重要性について読者に訴えるべく多くの記事を発信しています。例えば『高田日報』は、新潟監獄高田分監から特赦放免された4人について詳細に紹介しており、その人柄が垣間見える記事は、出所する人への極端な偏見を払拭する効果をもたらしたと考えられます。

また、平成2年の「天皇即位恩赦」の際に多数の選挙違反者を復権の対象としたことが問題となり、今回の恩赦でもその点に関心が集まりましたが、両郷土新聞はすでに大正元年の恩赦の際にもその議論を記事として掲載し、世論に訴えかけています。

◆大正15年(1926)12月、大正天皇が崩御し、翌昭和2年(1927)2月、「大正天皇御大喪」が行われ、それに際して恩赦が実施されました。また、大喪当日と翌日の2日間は歌舞音曲停止の措置が取られました。なお、昭和2年は昭和20年と並んで高田は大雪の年で、大喪当日2月7日の高田測候所の積雪は7尺2寸9分、翌日は8尺1寸2分、翌々日は1丈2尺3寸7分(3m70cm)の積雪に見舞われていましたので、歌舞音曲どころではなかったと想像できます。

『高田新聞』によれば、恩赦の対象が多数に及び、高田検事局の職員も古い記録を取り出して精査に忙殺されました。また、大正10年(1921)に総理大臣：原敬を暗殺し、無期懲役となっていた受刑者が、前回大正13年の「裕仁親王(昭和天皇)御成婚」恩赦で懲役20年に、今回昭和2年の恩赦でその4分の1を減刑され、昭和12年(1937年)には出所すると伝えていますが(その後、昭和3年の「昭和天皇即位大礼」恩赦で更に4分の1が減刑され、昭和9年1月に出所しています)。

『高田日報』は、新潟刑務所長の話として、今回の恩赦で500名の受刑者の内、270名が対象となったことから、翌年の「昭和天皇即位大礼」恩赦でも160人を見込んでおり、受刑者は鶴首(首を長く)して待ちわびていると伝えていきます。



「明仁親王(現上皇)御降誕」恩赦  
『高田新聞』S9. 2. 11